

岩手県監査委員告示第34号

随時監査結果の公表（平成20年岩手県監査委員告示第37号）及び随時監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第39号）により公表した随時監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年6月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県警察本部及び各警察署

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日

ア 平成20年11月19日から同月26日まで

イ 平成21年10月13日から同月23日まで

(2) 本監査実施日

ア 平成20年11月26日

イ 平成21年11月5日

3 監査結果の公表の日

平成20年12月12日及び平成21年11月13日

4 監査意見及び措置内容

監査意見	措置内容
<p>需用費において、「預け金」や「差替え」等の不適当な支出が行われていたことは遺憾であり、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう強く望むものである。</p> <p>なお、国庫補助対象性について、疑義があるものについては、関係省庁と速やかに調整を行われたい。</p>	<p>国庫補助対象性については、関係機関と協議の結果、疑義が生じるものがないことを確認した。</p> <p>また、国庫補助金の返還については、返還額及び加算金について関係機関と調整を行い、請求のあった返還額12,744,190円及び加算金6,155,732円を平成22年3月9日に返還した。</p>
<p>公費の不適当な事務処理が長年にわたり行われていたことに加え、定期監査以前から数次にわたり内部調査の状況を報告するよう要求したにもかかわらずその調査報告が著しく遅延したことは、安全安心な社会の維持にかかわり、職務遂行の公正さを求められる警察行政に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾である。</p> <p>これら不適当な事務処理のうち違法行為又は服務規律違反の行為があったものについては、速やかに実情を調査し、厳正な処置を取るとともに、県民への説明責任を果たし、今後の予算執行に当たっては、予算関係法令等の遵守はもとより内部管理体制の強化を徹底し、再びこのような事態が生じないよう行政執行体制の確立を図ることを強く望む。</p> <p>今回の内部調査において公用として整理されている物品</p>	

のうち、通常の公費購入として認めがたい物品も含まれていることから、その公費支弁する必要性についてはなお精査されたい。

また、この不適当な事務処理により取得した物品のうち備品に該当するものについては、速やかに購入外物品登録をし、適切な管理をされたい。